

## 合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 町は、公共用水域の水質及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図ることを目的として、合併処理浄化槽設置整備事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）により行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において合併処理浄化槽設置整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、熊取町補助金交付規則（昭和51年規則第3号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、実施要綱第3条第3項の各号に規定する条件を満たすものをいう。

### (補助金交付の対象外)

第3条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けずに、合併処理浄化槽を設置しようとする者
- (2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾を得ずに、合併処理浄化槽を設置しようとする者
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受け、合併処理浄化槽を設置しようとする者
- (4) 住宅部分の床面積が全体の床面積の2分の1に満たない店舗等併用住宅に、合併処理浄化槽を設置しようとする者

### (補助金額)

第4条 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表の人槽区分欄に応じ、それぞれの基準額に定める額を限度とする。

### (補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 審査機関を経過した浄化槽設置届出書の写し
- (2) 設置場所の位置図
- (3) 工事請負契約書の写し（請負者の契約不適合責任について明記していること。）
- (4) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書（様式第2号）
- (5) 設置者と設置する土地の所有者が異なる場合は、土地の所有者の同意書（様式第3号）
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の申請を取り下げようとするときは、補助金交付取下届出書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定及び通知）

第6条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（様式第5号）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付通知書（様式第6号）によりそれぞれ通知するものとする。

（変更承認申請書）

第7条 前条第2項の規定により、補助金交付決定通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）が補助金申請内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、変更承認申請書（様式第7号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その日から7日以内にその理由等その他必要な事項を町長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後30日以内（前条第1項の規定により事業の中止又は廃止の承認を受ける場合は、承認された日から30日以内）、又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- （1）浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- （2）浄化槽法定検査契約書等の写し
- （3）浄化槽設置工事の写真
- （4）浄化槽設置工事が完了した旨を証する書類
- （5）浄化槽設置工事費の領収書の写し
- （6）浄化槽を設置した住宅に居住していることを示す住民票記載事項証明書又はこれに類する書類
- （7）その他町長が必要と認める書類

（現場確認）

第9条 町長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施行現場において確認するものとする。

（交付額の確定）

第10条 町長は、第8条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第9号）により速やかに補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 11 条 前条の補助金交付額確定通知書を受けた者は、補助金交付請求書(様式第 10 号)により補助金の交付を請求するものとする。

2 町長は、前項の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し)

第 12 条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の全部又は一部を取消することができる。

(1) 不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により、補助金交付を取り消す場合は、補助金交付取消通知書(様式第 11 号)により速やかに補助金対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 13 条 町長は、前条の規定に基づき補助金の交付を取り消した場合で、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の返還を命ずることができる。

(施行細目)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の補助金交付申請に係る補助金について適用し、同日前の補助金交付申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の浄化槽設置に要する補助金交付申請に係る補助金について適用し、同日前の補助金交付申請に係る補助金については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の様式により作成した用紙については、所要の調整がされているものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年5月16日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の浄化槽設置に要する補助金交付申請に係る補助金について適用し、同日前の補助金交付申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

人 槽 区 分	基 準 額
5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8～10人槽	548,000円

